

## 広島県告示第190号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成28年3月28日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市串戸一丁目6番2号 有限会社日基リース 代表取締役 大野 博之
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県山県郡安芸太田町大字坪野9番地6 有限会社日基リース加計工場

### 2 申請の内容

雨水排水口（雨水口No.1）の位置を変更する。

#### (1) 特定施設の種類，能力及び使用の方法

変更なし

#### (2) 汚水等の処理の方法

変更なし

#### (3) 排出水の汚染状態及び量

雨水排水口（雨水口No.1）の位置の変更

### 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

#### (1) 縦覧期間

平成28年3月28日から平成28年4月18日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課並びに安芸太田町住民生活課